

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

平成 18 年 12 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の必要性

特許協力条約に基づく国際出願（以下「国際出願」という。）について、現行の I S D N 回線を利用した電子出願手続に加え、新たに、インターネット回線を利用した電子出願手続を可能とするために、電子出願手続の実施について規定する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）の一部を改正する必要がある。

2. 改正の概要

(1) 国際出願のインターネット出願導入等（特例法施行規則第 13 条）

オンライン手続の送信方法を定める第 13 条について、国際出願についてもインターネット回線を利用する送信方法を可能とする改正を行う。また、同条第 1 号について、「第 10 条の 2 第 2 項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合には、識別番号を電子計算機から入力することを要しない」旨の括弧書きを新たに規定する。

(2) 外国語による国際出願のオンライン化（特例法施行規則第 10 条）

オンライン手続の対象手続を定める第 10 条について、外国語（英語）による国際出願についてもオンラインによる手続を可能とする改正を行う。

(3) 電子計算機の届出（特例法施行規則第 10 条の 2 第 2 項）

オンライン手続に際して使用する電子計算機の届出を定める第 10 条の 2 第 2 項について、特許協力条約に基づく規則 89 の 2.1 の規定に基づき国際出願をする場合として特許庁長官が定める場合¹には、使用する電子計算機の届出を要しない旨のただし書を新たに規定する。

3. 施行期日

平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

¹ 本改正省令とあわせ、特許庁長官が定める場合として、世界知的所有権機関（国際事務局）が交付する電子計算機ソフトウェア及び世界知的所有権機関（国際事務局）から入手した電子証明書を使用して国際出願をする場合を定める告示を新たに制定する。また、国際出願のインターネット出願にあたって、世界知的所有権機関が交付する電子計算機ソフトウェア及び世界知的所有権機関から入手した電子証明書の使用を可能とするため、所要の告示改正を行う。